

令和2年度中継センター破砕機設置工事
事業者選定プロポーザル実施要領

令和2年度
小城市

目次

1. 事業の目的	1
2. 整備事業の概要	1
3. プロポーザル方式を採用する理由	1
4. 参加資格要件	1
5. 選定の日程及び手続き	2
6. 途中辞退	4
7. 選定委員会の設置	4
8. 技術提案書の審査と評価	4
9. 審査結果の通知	6
10. 失格事由	6
11. 請負契約	7
12. 事業計画等の変更及び中止	7
13. その他の事項	7
14. プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成	8
別冊 令和2年度中継センター破砕機設置工事事業者選定プロポーザル実施要領	様
式集	
別冊 令和2年度中継センター破砕機設置工事要求水準書	

1 事業の目的

令和2年4月から本市と多久市で共同建設した「クリーンヒル天山」で一般廃棄物（可燃物）の焼却処理を行っているが、処理物の大きさなどの制限が設けられているため、可燃性粗大ごみ等は破碎し、搬入しなければならない。

このことから前処理として破碎する必要があるため、破碎機を導入する。

2 整備事業の概要

- (1) 工事名称 令和2年度中継センター破碎機設置工事
- (2) 工事場所 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1174-1
小城市廃棄物中継センター
- (3) 工事期間 令和2年9月中旬～令和3年1月（予定）
供用開始の目標：令和3年2月
- (4) 設備概要 破碎機の設置
- (5) 発注者及び事務局
 - ①発注者 小城市長 江里口 秀次
 - ②事務局 市民部環境課施設係（小城市廃棄物中継センター）
住所〒849-0302 小城市牛津町柿樋瀬1174-1
電話 0952-37-6145 F A X 0952-66-1630
電子メール kankyou@city.ogi.lg.jp
- (6) 工事の範囲
 - ①破碎機設置工事
 - ②破碎機設置工事に係るその他の工事
本工事の範囲及び設備工事仕様等は別冊の「令和2年度中継センター破碎機設置工事要求水準書」によるものとする。
- (7) 提案価格 工事費の提案額の上限は30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 プロポーザル方式を採用する理由

破碎機の導入にあたり、安全性、環境性能及び経済性（イニシャルコスト並びにランニングコスト）を高い水準で実現することを目指し、その目的を達成するための事業者選定（以下、「本プロポーザル」という。）にあたっては、技術力、専門性及び豊富な実績を有する事業者から募集することにより、優れた提案を持つ事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領の公告日において、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 機械器具設置工事業の建設業許可を有していること。
- (4) 施工経験を有する建設業法第26条に規定する主任技術者、又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。
- (5) 九州管内に事業所（支店、営業所含む）を有していること。
- (6) 小城市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第6条の規定に該当しないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 選定の日程及び手続き

(1) 選定の日程

項目		期日等
1	手続開始の公告	令和2年8月6日（木）
2	公募期間 破砕機設置工事 事業者選定プロポーザル実施要領等交付	令和2年8月7日（金）から 令和2年8月25日（火）まで
3	質問書受付期間	令和2年8月7日（金）から 令和2年8月25日（火）まで
4	プロポーザル参加表明書（様式第1号） の提出期限	令和2年8月25日（火）まで
5	プロポーザル参加資格審査結果通知書 （様式第2号）の発送	令和2年8月26日（水）
6	提案書提出期限	令和2年9月1日（火）
7	提案採用者選定委員会	令和2年9月4日（金）【予定】
8	審査結果の送付・公表	令和2年9月7日（月） 【予定】
9	契約締結	令和2年9月中旬【予定】
10	設置工事期間	令和2年9月中旬～令和3年1月 【予定】

(2) 実施要領等の交付方法

本プロポーザルの実施に関する実施要領等の関係書類は、小城市ホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

(3) 参加表明について

①参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

- 1) 提出期限 公告日から令和2年8月25日(火)午後5時まで
- 2) 提出場所 小城市市民部環境課施設係(小城市廃棄物中継センター)
- 3) 提出書類 プロポーザル参加表明書(様式第1号)

※本要領 14 プロポーザル参加表明書及び技術提案書による

- 4) 提出方法 持参又は郵送によること。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出することとし、提出期限日時に必着とする。

- 5) 提出部数 正本1部

②参加資格の審査結果

提出された参加表明書及び関係書類について、参加資格要件を満たしているか審査を行い、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

- 1) 通知日 令和2年8月26日(水)

(4) 技術提案書提出に関する質問書の受付及び回答

本プロポーザルの技術提案に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。

- ①提出期間 令和2年8月7日(金)～8月25日(火)午後5時まで
- ②提出場所 小城市市民部環境課施設係(小城市廃棄物中継センター)
- ③提出書類 質問書(様式第7号)
- ④提出方法 電子メールにより提出
電子メールの表題は「破砕機プロポーザル質問書【事業者名】」
とすること。
- ⑤注意事項 質問は要旨を簡潔にまとめ、提出すること。
- ⑥回答方法 質問に対する回答は、その都度、電子メールにて送付する。

(5) 技術提案書の提出について

技術提案書を提出できるのは、小城市から技術提案書提出の要請を受けた者(以下「提案者」という。)とする。

- ①提出期限 令和2年9月1日(火)午後5時まで
- ②提出場所 小城市市民部環境課施設係(小城市廃棄物中継センター)
- ③提出書類 破砕機設置工事技術提案書(様式第5号)他
※本要領 14 プロポーザル参加表明書及び技術提案書による

④提出方法 持参又は郵送によること。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、提出期限日時に必着とする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退した
ものとみなす。

⑤提出部数 正本1部、副本6部

6 途中辞退

本プロポーザルの参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル辞退を書面（様式第10号）にて申し出ること。その際、既に提出した関係書類は返却しないものとする。

7 選定委員会の設置

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、小城市プロポーザル方式実施要領（平成31年）に基づき、破砕機設置工事プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員構成は、次のとおり。

- (1) 総務部長
- (2) 市民部長
- (3) 環境課長
- (4) 環境課参事
- (5) 中継センター作業長

8 技術提案書の審査と評価

(1) 技術提案書の審査

技術提案は選定委員会が総合的に審査及び評価し、本工事に最も適した提案を行ったと認められる者を最優秀提案者として選定する。また、次点者を併せて選定する。

①審査方法

- 1) 技術提案審査及び評価基準に基づき評価を行う。
- 2) 選考は評価得点の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。
- 3) 最高得点者が2者以上あるときは、技術評価に関する項目の得点合計が最も高い者を最優秀提案者とする。
- 4) なお、最優秀提案者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合、または契約内容について協議が整わなかった場合は、次点者を最優秀提案者とする。
- 5) 書類審査により採点を行うが、必要に応じてヒアリングを行う場合もある。

(2) 技術提案審査及び評価基準

評価項目		対応様式	評価の視点	配点
1	会社の概要並びに組織	5-1	十分な組織体制、経験を有しているか。	5
	施工実績	5-2		
	主要工事実績	5-3		
2	設備全体の構成、計画について	5-4	設備の特徴や稼働フローなど設備全般について具体的かつ優れた提案であるか。 破砕能力について具体的かつ優れた提案であるか。	20
		5-7		
3	設備全体の安全対策について	5-5	設備の安全性、信頼性、耐久性について具体的かつ優れた提案であるか。	15
	①通常時の安全対策			
	②設備の緊急停止時の対策			
	③通常時の日常整備			
4	供用開始後の維持管理体制及び故障時の緊急対応について	5-6	維持管理体制について具体的かつ優れた提案であるか。	20
5	設備維持管理に係るコストについて	6-1	20年間の総合計額が最低の提案価格を満点とする。	20
6	設備工事に係るコストについて	6-2	最低の提案価格を満点とする。	20
合計				100

(3) 評価の方法

評価点満点は100点、委員5名の合計500点満点とする。

①評価の算定方法（評価項目1～4）

評価点は、評価項目ごとの配点に、各委員が評価した評価ランクに準じた係数を乗じて算出する。

評価 ランク	A 特に優れている	B 優れている	C 普通	D やや劣る	E 劣る
係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

②価格評価の算出方法（評価項目 5～6）

<p>設備維持管理に係るコスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間維持管理概算費見積書に記載されている20年間の総合計額が最低の提案価格を満点とする。 ・最低価格の提案者以外の者の評価点算出方法は次のとおりとする。 <p>評価点＝満点の点数×（最低提案価格／当該提案価格）</p> <p>※小数点第1位を四捨五入する。</p>
<p>設備工事に係るコスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書に記載されている最低の提案価格を満点とする。 ・最低価格の提案者以外の者の評価点算出方法は次のとおりとする。 <p>評価点＝満点の点数×（最低提案価格／当該提案価格）</p> <p>※小数点第1位を四捨五入する。</p>

9 審査結果の通知

審査の結果は、令和2年9月7日（月）【予定】に、プロポーザル参加表明書に記載された連絡者宛てに、プロポーザル審査結果通知書（様式第3号）により送付するとともに、小城市ホームページ等で公表する。

- (1) 審査の経緯及びその内容に関する問い合わせ、審査結果に対する異議申し立ては受付けない。
- (2) 最優秀提案者に選定された者が契約を締結できない事由が発生した場合、次点者を最優秀提案者とする。
- (3) 審査結果の通知は本工事の最優秀提案者を決定するものであり、当該工事の発注並びに工事請負契約の締結日までは、小城市並びに最優秀提案者との間に一切の債権責務は発生しないものとする。

10 失格事由

下記の事由に該当した事業者は、審査基準に定める評価点にかかわらず失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 参加表明書および提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提案書等の提出を要請した者以外の者が提案書等の提出等を行ったとき。
- (4) 見積書の見積額が「提案上限金額」を超えているとき。
- (5) 期限までに所定の手続きをしなかったとき。
- (6) 審査の公平性を欠く行為があった時。
- (7) その他提案に当たり著しく信義に反する行為があった等、選定委員会の委員

長が失格であると認めたとき。

11 請負契約

- (1) 最優秀提案者の決定後、仕様書の内容等について協議の上、契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルにより最優秀提案者に選定された者との工事請負契約は、建設工事請負契約約款の定めるところによるものとする。

12 事業計画等の変更及び中止

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、政策変更、その他不可抗力等により、小城市は事業計画及びスケジュールを変更し又は中止をする場合がある。
- (2) 破砕機設置工事の経過において前項の事態に至った場合、提案者に対して小城市は一切の責を負わない。

13 その他の事項

- (1) 参加申込者が本プロポーザルに要したすべての経費は参加者の負担とする。
- (2) 参加者1者であっても評価を行うこととし、合格点（7割）に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。
- (3) 現地調査を必要とする場合は、事務局と連絡を取り、個別に調整した後に実施するものとする。
- (4) 提出された提案書類は返却しない。提案書類の著作権は参加者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合、複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書類は、小城市情報公開条例（平成17年条例第7号）による開示又は公開請求のあるときはその対象とするものとし、公開の範囲は市と該当する提案書類の提出者との協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 提出期限後のプロポーザル参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) プロポーザル参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした者は、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止措置を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、第三者に洩らす、または本プロポーザル以外の提案等に無断で使用してはならない。
- (9) 設備設置後の維持管理費について、年間維持管理概算費見積書（別紙6-1）により提案された概算費を超えないものとする。ただし、小城市担当者の誤操作及び天災等の請負者の責に帰さない事由による場合はこの限りでない。
- (10) スケジュールの日時に変更がある場合は、指示に従うこと。

14 プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成

(1) 基本事項

- ①提出書類には、提出枚数確認のために頁数／全頁数を記入すること。
- ②提出書類は、別紙順に並べ、その後に各別紙の記載内容を確認できる書類等を並べて留めること。
- ③指定した別紙についてはそれを利用し、その他は任意の形式とするが、A4版とし、左綴じとすること。
- ④枚数の指定がない別紙については、A4版片面に記載すること。
- ⑤文字サイズは、（各別紙において指定がある場合を除き）11ポイントとすること。
- ⑥提出書類は、ファイルにより留めインデックスにて明記すること。
- ⑦書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。
- ⑧提出書類が、本要領及び要求水準書等に示された条件に適合しない場合、無効とすることがある。

(2) 参加表明書について

- ①提出部数正本1部
- ②提出書類及び留意事項

書類名称	留意事項
プロポーザル参加表明書（様式第1号）	正本には、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印する。
添付書類 ※小城市に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、①～⑨の提出を省略することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ①履歴事項全部証明書又は現在全部事項証明書の写し（法人のみ） ②身分証明書の写し（個人のみ） ③国税及び地方税の納税証明書（様式その3の3：法人税と消費税及び地方消費税の証明）（写し可） ④経営規模等評価通知書・総合評定値通知書の写し ⑤建設業許可証明書または建設業許可通知書の写し ⑥財務諸表類（直近1年度のみ）又は青色申告書等 ⑦印鑑登録証明書の写し ⑧委任状（様式第8号）（入札、契約等の権限を支店、営業所等に委任する場合のみ） ⑨暴力団等の排除に関する誓約書（様式第9号）

(3) 技術提案書について

技術提案書は別冊の「令和2年度中継センター破砕機設置工事要求水準書」を満たす内容とすること。

- ① 提出部数等 正本1部副本6部

電子媒体一式（DVD-R等）1枚

※電子媒体に記録するファイルの形式は、小城市が配布するファイル（Word）と同一の形式とし、正本、副本を区別し別紙ごとに記録すること。

※各別紙に添付する書類の電子データの記録は不要とする。

②提出書類及び留意事項

※正本、副本ともに添付すること

書類名称	留意事項
破砕機設置工事技術提案書 (様式第5号)	①住所、商号又は名称及び代表者氏名の欄は、正本では記載、押印し、副本では指定された整理記号のみを記載することとし、押印は不要とする。 ②担当者連絡先は副本には記載しないこと。
会社の概要並びに組織 (様式第5-1号)	記載内容が各欄に収まらない場合は、別紙としてA4版片面1枚に記載すること。
施工実績 (様式第5-2号)	①最近5年間の施工実績件数を記載すること。 添付資料として、「施工実績一覧」作成すること。 一覧の別紙は任意とするがA4版片面とする。記載内容は別紙に示す事項とすること。 ②正本にのみ、施工実績一覧に記載した施設の施工を証する契約書及び工事検査結果通知書等の書類（工事内容や発注者等が確認でき、工事の完成を証するもの）等の写しを添付すること。
主要工事实績 (様式第5-3号)	施工実績のうち、破砕機を備えた施設について、主立った2件について記載すること。
提案事項 (様式第5-4～5-6)	①別紙に指定された内容についての提案を記載すること。 ②別紙に指定された枚数にまとめること。 ③提案は文章で記述することとするが、提案を補完するための最小限の写真、イラスト、フロー図の使用は可とする。 ④A4版片面とすること。 ⑤提案内容及び機種について、プレゼンテーション動画（10分程度）がある場合、DVD-R等を添付すること。（正本のみ1部）

<p>計画工程表 (様式第5-7号)</p>	<p>①計画している工程について提案を記載すること。 ②処理施設は稼働している状態で施工することから、停止する期間についても明記すること。 ③A4版片面とすること。</p>
<p>年間維持管理概算費見積書 (様式第6-1号)</p>	<p>①提案設備を維持管理するにあたり、予期しない故障や事故等の復旧に係る費用を除き、一般的なメンテナンスを行った場合に必要と考えられる費用について全て盛り込むこと。 提案設備を維持管理するにあたり、必要と考えられる物について全て盛り込むこと。 ②記入欄に不足がある場合、追加して使用すること。 ③不要な欄は斜線とすること。 ④光熱水費の単価は、1(2)に記載の積算単価とすること。 ⑤本別紙見積書はA3版片面とし、予備品・消耗品一覧はA4版片面とする。</p>
<p>見積書 (様式第6-2号)</p>	<p>内訳については貴社様式により作成し添付すること。</p>